

議案第 8 号

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業及び母子家庭等医療費給付事業を拡充するため。

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

西脇市福祉医療費助成条例（平成17年西脇市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齡期移行者、重度障害者（重度障害児を含む。以下同じ。）<u>、高齡重度障害者、乳幼児等、高校生等、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者（乳幼児等及び高学年児等を除く。）</u>をいう。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>高校生等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で高校生等を現に監護するものをいう。</u></p> <p>(13)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>医療保険各法の給付 法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</u></p> <p>(18)～(21) (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、西脇市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている高齡期移行者、重度障害者、高齡重度障害者、乳幼児等、<u>高校生等、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児とする。</u>ただし、高齡期移行者、重度障害者、高齡重度障害者、<u>母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児にあっては、それぞれ次に規定する要件を備えているものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齡期移行者、重度障害者（重度障害児を含む。以下同じ。）<u>、高齡重度障害者、乳幼児等、高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>医療保険各法の給付 法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</u></p> <p>(16)～(19) (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、西脇市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている高齡期移行者、重度障害者、高齡重度障害者、乳幼児等、<u>高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児とする。</u>ただし、高齡期移行者、重度障害者、高齡重度障害者、<u>高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児にあっては、それぞれ次に規定する要件を備えているものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>幼児等及び高学年児等については、幼児等保護者若しくは高学年児等保護者又は幼児等保護者若しくは高学年児等保護者が当該幼児等若しくは高学年児等の生計を維持できない者である場合は、その幼児等若しくは高学年児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等若しくは高学年児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年</u></p>

(4) 母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児については、母子家庭の母等、父子家庭の父等又は母子家庭の母等若しくは父子家庭の父等が当該児童等の生計を維持できないものである場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母子若しくは父子家庭の父子の生計を維持する者又は養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）の前年の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること（低所得者である場合）に、児童扶養手当が支給停止となる額未満であること。）。

2 (略)

(助成する医療費の範囲)

第4条 市長は、被保険者等負担額の範囲内で、助成対象者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該高年齢移行者、重度障害者、高年齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、高学年児等保護者、高校生等保護者、母子家庭の母等、父子家庭の父等又は遺児の養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）に対して、次に規定する額を福祉医療費として支給する。ただし、重複して受給権を有する者が重複して福祉医療費の支給を受けることはできない。

(1)～(3) (略)

(4) 乳幼児等、高学年児等、高校生等、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児に助成する範囲は、乳幼児等、高学年児等、高校生等、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。

度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が235,000円未満であること。

(5) 母子家庭の母等及び父子家庭の父等については、母子家庭の母等、父子家庭の父等又は母子家庭の母等若しくは父子家庭の父等が当該児童等の生計を維持できないものである場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること（低所得者である場合）に、児童扶養手当が支給停止となる額未満であること。）。

(6) 母子家庭の児童等、父子家庭の児童等及び遺児については、母子家庭の母等、父子家庭の父等、生計維持者又は養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）の前年の所得が、児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。

2 (略)

(助成する医療費の範囲)

第4条 市長は、被保険者等負担額の範囲内で、助成対象者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該高年齢移行者、重度障害者、高年齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、高学年児等保護者、母子家庭の母等、父子家庭の父等又は遺児の養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）に対して、次に規定する額を福祉医療費として支給する。ただし、重複して受給権を有する者が重複して福祉医療費の支給を受けることはできない。

(1)～(3) (略)

(4) 乳幼児等及び高学年児等に助成する範囲は、乳幼児等及び高学年児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。

(5) 母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児に助成する範囲は、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては、3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

2 前項第1号から第3号まで及び第5号に定める一部負担金の額は、当該被保険者負担額を超えることができない。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、

<p>第1項第2号及び第3号の規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。</p> <p>4 第1項第1号から第3号までに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～9 (略)</p> <p>10 第3条第2号及び第3号に規定する所得割の額を算定する場合は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第1項第2号及び第3号の規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。</p> <p>4 第1項第1号から第3号までに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～9 (略)</p> <p>10 第3条第2号及び第3号に規定する所得割の額を算定する場合は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。